

## 安全・適正就業委員会からのお知らせ 第3号

R4.年4月移行に発生した事故について下記の通り報告します。今後の事故防止にお役立て下さい。

賠償事故	作業の支障となる、立水栓に接続されていたホースを移動したところ、立水栓の一部が破損した。
賠償事故	草刈り作業中に、草に覆われた立水栓に気づかず、草刈機によって破損した。
賠償事故	草刈り作業中に、遊具の一部および、フェンスの支柱を破損した。
賠償事故	片付作業を行うため、車両を移動させた際に乗り上げた、雨水枡蓋を破損させた。

### ・R4年度 第1回 安全・適正就業委員会

R4年度、第1回目の安全・適正就業委員会が10月に開催されました。委員会では、上記の事故について検証・検討を行いました。

また、シルバー保険について、こういった事故の際に適用されるのか、適用された場合にどのような補償があるのかを、改めて周知したほうがよいという意見がありましたので下記のとおり掲載します。シルバー保険については、「広報たはら第2号」で詳しく掲載予定となっています。

#### ・傷害保険

死亡保険	最高300万円	事故日から180日以内にそのケガのため死亡したとき。
後遺障害保険金	最高300万円	事故日から180日以内にそのケガのため後遺障害が生じたとき、その程度に応じて支払われます。
入院保険金（1日あたり）	4,500円	ケガにより入院した場合に事故から180日以内を対象に支払われます。
通院保険金（1日あたり）	3,000円	ケガにより通院した場合に事故日から180日以内を対象に最高90日分まで支払われます。

#### ・賠償責任保険

対人保険	最高1事故 1億円	免責金額 1万円
対物保険	最高1事故 1,000万円	免責金額 1万円

#### ・もし事故が起きてしまったら

すぐにセンターに連絡して、指示をあおいで下さい。  
 自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず連絡して下さい。  
 緊急の場合は、119番で救急車を呼んで下さい。